

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	ZDP-N-X0015-7
名称	航空武器等用部品 (規格品) 調達共通仕様書	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	平成15年5月23日
		改成年月日	令和5年4月27日
		航空補給処航空機部航空武器整備課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の航空武器等に使用する **NDS** 規格及びその他の公共規格等の規格部品の調達について適用する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は、引用文書等に定めるもののほか、次による。

#### 航空武器等

搭載電子機器、武装機器、基地用航空武器及び陸上装備品等をいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほか、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後、引用文書等に改正があった場合には、その適用について契約担当官等と協議するものとする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

#### a) 引用文書

##### 1) 規格

JIS Z 0150 包装—包装貨物の荷扱い指示マーク

JIS Z 9015-1 AQL指標型抜取検査方式

##### 2) 仕様書

MHP-V-62010 航空機部品包装共通仕様書

##### 3) 法令等

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号。50.1.27）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号。27.3.10）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

#### b) 関連文書

##### 1) 仕様書

MHP-V-51028 航空機部品（国産）共通仕様書

##### 2) 法令等

航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）

陸上装備品等整備基準（海幕装備第5626号。10.12.8）

基地用航空武器等整備基準（海幕航空第5629号。10.12.8）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 構造, 形状, 寸法, 性能, 材料及び製品の表示

構造, 形状, 寸法, 性能, 材料及び製品の表示は, 当該部品又は仕様書のすべての要求事項を満足するものとする。

### 2.2 認定検査

**防衛庁訓令第44号**による指定品目に該当する部品は, 当該部品の認定検査に合格した製造者が作成したものでなければならない。

## 3 品質保証

### 3.1 品質保証

契約の相手方は, この仕様書の **2項**及び **4項**の要求事項を満足していることを確認するため検査等を行うものとし, 検査方式は, **JIS Z 9015-1**の“検査水準S-4, なみ検査の1回抜取方式, AQL=4.0”を標準として実施する。また, 検査結果に基づき検査成績書(様式適宜)を作成するものとする。

### 3.2 完成検査

官の行う完成検査は, 原則として検査成績書の審査を行うものとする。ただし, やむを得ない場合は, 品質保証書類の審査をもってこれに代えることができる。

## 4 出荷試験

### 4.1 包装

包装は, 一般商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は, **附属書A**によるほか, 一般商慣習による。

### 4.3 スtockタグ

Stockタグを個装等に貼付するものとする。

## 5 その他の指示

### 5.1 特記事項

特記事項は, 別途指示するものとする。

### 5.2 提出書類

提出書類は, **海上自衛隊達第4号**及び**補本装補第2072号**によるほか, **表1**によるものとする。

表1-提出書類

番号	書類名	提出部数	提出時期	提出先	様式
1	検査成績書	1	完成検査時	検査官	様式適宜
2	検査等申請書	3(1) <sup>a)</sup>	完成検査前までに	検査官	<b>海幕経第183号 書式第22</b>
3	納品書	6(1) <sup>a)</sup>	部品納入時	分任物品管理官	<b>補本装補第2072号 海補3021様式</b>
注 <sup>a)</sup> ( )内の数字は会社控え					

### 5.3 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は, 契約担当官等と協議するものとする。

**附属書 A**  
**(規定)**  
**包装の表示作成要領**

**A.1 適用範囲**

この作成要領は、航空武器等用部品の調達において、契約の相手方が作成する包装の表示について規定する。

**A.2 実施要領**

**A.2.1 包装の表示**

包装の表示は、**表 A.1**、**表 A.2** 及び**表 A.3** による。

**表 A.1—個装及び内装の表示**

物品番号	
部品番号	
品名	
数量	
機器名	
製造番号	
製造年月日	
製造者名	

**表 A.2—外装の表示**

契約件名	
調達要求番号	
契約番号	
物品番号	
数量	
契約者名	
総重量	
総容積	

- 注記 1** 物品番号、部品番号及び品名は、仕様書と同一とする。
- 2** 契約件名は、契約書における件名と同一とする。
- 3** 外装の表示は、多品種同一梱包する場合には、物品番号及び数量を省略する。ただし、その場合には**表 A.3** を封入するものとする。

**表 A.3—内容明細書**

内容明細書					
契約件名					
調達要求番号					
契約番号					
総数量					
元号 年 月 日					
契約業者名					
番号	物品番号	部品番号	品名	数量	備考

**A.2.2 取扱いの表示**

取扱いの表示は次によるものとする。

- a) モジュールを包装する場合は、個装及び外装の表面に“**モジュール取扱注意**”と朱書きするものとする。
- b) 静電気障害防止の包装をする場合は、個装及び外装の表面に**MHP-V-62010**に基づき、“**静電気等警告マーク**”を表示するものとする。

- c) 包装貨物の荷扱い指示マークは、外装の表面に **J I S Z 0 1 5 0** に基づき、必要な事項を表示するものとする。
- d) その他取扱上又は保管上に必要な注意事項を個装及び外装の表面に表示するものとする。